

別表3

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの(トラクターなど)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
ポート・トレーラー	二輪	2,400円	3,600円
	三輪	3,100円	3,900円
	四輪	4,000円	5,000円

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪など、次の車種についての税率は別表3のとおりです。

廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車などを所有している方に課税されます。既に車両がない場合や使用していない場合でも廃車の届出(ナンバープレートの返却)をしないと課税されます。売買、譲渡、廃車などをされた場合は、速やかに届出をしてください。

《問い合わせ先》

小野町ナンバー	原付、小型特殊など	役場税務課 ☎72-6932
いわきナンバー	軽自動車(軽四輪、三輪その他)	軽自動車検査協会福島事務所 いわき支所 ☎050-3816-1838
	125ccを超え 250cc以下のバイク	福島県軽自動車協会 いわき支所 ☎0246-72-0656
	250ccを超える バイク	東北運輸局福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016

お知らせ

住まいの復興給付金制度を
ご存知ですか

住まいの復興給付金制度は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引き上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事が税抜100万円以上)し、その住宅に居住している場合に、消費税増税分相当の給付を受けられる制度です。

給付申請額は罹災状況や建築・購入、補修時の消費税率で変動します。詳細は復興庁の住まいの復興給付金事務局まで問い合わせください。

☎ 住まいの復興給付金事務局(復興庁)
0120-250-460

「多重債務者相談窓口」開設

財務省福島財務事務所では、借金を抱えお悩みの方々の相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽に相談ください。

【相談窓口】財務省福島財務事務所理財課
【受付時間】

原則として、平日の午前8時30分から午後12時、午後1時30分から午後4時30分まで

☎ 多重債務相談窓口
024-533-0064(直通)

「なりすまし詐欺等出前講座」開催

財務省福島財務事務所では、「なりすまし詐欺」などの金融犯罪被害に巻き込まれないよう、日頃から注意していただきたい内容などを、わかりやすく説明します。講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

☎ 財務省福島財務事務所理財課
024-535-0303

「小野・猿内線」が廃止されます

現在、大字小野新町字宿ノ後から田村市滝根町菅谷猿内までの区間を運行中の路線バス「小野・猿内線」が、利用者の減少に伴いその維持が困難となったため、平成28年3月31日をもって廃止となります。利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

☎ 企画政策課
72-6939



【主なバス停留所】

始点	宿後	小野高校	小野駅前	滝根工業団地	神俣駅前	菅谷駅前	猿内	終点
----	----	------	------	--------	------	------	----	----